

「症例報告を含む医学論文及び学会発表におけるプライバシー保護に関するガイドライン」

2016年1月16日
2017年9月16日改訂
2018年1月20日改訂
2021年1月16日改訂
2022年1月15日改訂

日本精神神経学会

個人のプライバシー保護を含む倫理的配慮は、医師及び医療専門職・関係者に求められる重要な責務である。医学論文あるいは学会において発表される症例報告は医学・医療の進歩に貢献し、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしてきた。一方、症例報告では、特定の個人が有する疾患やその治療内容に関する情報が記載されることが多い。その際、プライバシー保護に配慮し、個人が特定されないよう留意するとともに、原則として、十分な説明をし、理解を得た上で、同意を得なければならない。

以上を踏まえ、日本精神神経学会における症例報告にあたっては、個人のプライバシー保護を含む倫理的配慮に関して以下の諸点を遵守することを求める。

【プライバシー保護の責務】

精神科医療を受ける個人の情報は、「要配慮情報」の中でも特に、特別な配慮を要する情報であることに鑑み、症例報告の意義を損ねない範囲で、できる限り個人が特定されないよう、例えば以下のような方法で、プライバシーを保護しなければならない。

- (ア) 個人特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- (イ) 住所は記載しない。生活史に関連する固有名詞はアルファベットを用いる（A市、B社など）。
- (ウ) 特に必要がない場合は、実年齢は記載せず、〇歳代等と表示する。
- (エ) 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は月日を記載してよい。年については、発表者の関わり開始をX年とし、X+1年、X-1年といった記載を用いる。
- (オ) 他の情報と診療科名を照合することにより個人が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- (カ) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。C病院、D市などとする。発表者が診療を行った施設は「当院」「当科」と表現する。
- (キ) 顔写真を提示する際には目を隠す等、個人を特定できないように配慮する。
- (ク) 症例を特定できる画像情報、剖検等に含まれる番号などは削除する。

【説明と同意】

症例報告を行う場合には、原則として、症例報告の対象となる個人に対し、症例報告の目的・意義、発表する内容とその方法を、本人が理解できるように十分に説明した上で、同意を得なければならない。この場合に、同意しないことにより不利益を受けないこと、同意撤回の自由についても説明すること。

個人情報保護法によれば、「本人の同意」とは、本人の個人情報が、発表者等によって示された方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。また「本人の同意を得る」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人の発表者が認識することを行い、発表等の性質及び個人情報の取り扱い状況に応じ、本人が同意に係わる判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が、個人情報の取り扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

ただし、例えば以下のような場合には、本人又は代理人の同意を得ることなく発表することが可能な場合がある。そのような場合には、以下のいずれの理由によるのかを明確にすること。

- 特定の個人が識別されず個人情報とはみなされない場合
- 死亡している者の情報であって、家族等の個人情報であるとはみなされず、学術研究として報告を行うのでもない場合
- 個人情報であっても、個人情報保護法の例外規定に該当する場合
 - ・ 第 16 条（目的外利用の例外）、第 23 条（第三者提供制限の例外）
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ・ 第 76 条（学術研究機関において学術の用に供する場合の例外）

なお、第 76 条については、一般社団法人日本医学会連合は、「各学会活動における個人情報保護法の取り扱いと配慮について」という文書を発している。

参考資料

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201212_personal_law.pdf

- ・ 一般社団法人日本医学会連合「各学会活動における個人情報保護法の取り扱いと配慮について」

https://www.jmsf.or.jp/news/page_755.html

註

これらのガイドラインは日本の法令規則が適用される症例報告を対象とし、他の地域（日本の法令規則が適用されない地域）の症例報告は対象としない。他の地域の症例報告には当該地域のガイドラインが適用される。